

府省令の概要

第1 社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号）について、以下のとおり規定の整備を行うもの。

(1) 第10条の2～第10条の5

受託者が振替受益権を交付するに際して受益者等の口座を知ることができない場合における当該受益者等への通知の手續に関し、通知者や通知の相手方、通知事項について定めるもの。

(2) 第10条の6～第10条の8

特別口座開設手續の特則として、特別口座開設の請求権者や請求の際の添付書面等について定めるもの。

(3) 第61条

振替口座簿の記録事項についての証明を請求することができる利害関係者について定めるもの。

(4) 附則第6条

特例受益権に係る発行者の同意に関する公告方法について定めるもの。

(5) その他形式的な規定の整備（第2条、第3条、第45条～第48条の2、第50条、第51条、附則第2条～第5条）

第2 一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）について、振替受入簿の保存期間を定めるほか、形式的な規定の整備を行うもの。

第3 特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省・財務省令第1号）について、振替受入簿の保存期間を定めるほか、形式的な規定の整備を行うもの。

第4 金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令第75号）、金融商品取引所等に関する内閣府令（平成

19年内閣府令第54号)、**金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令**（平成21年内閣府令第43号）及び**金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令**（平成21年内閣府令第78号）について、受益証券発行信託の受益権が社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替機関が取り扱うことができる対象とされることに伴う形式的な規定の整備を行うもの。

第5 施行時期

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第61条の施行の日（平成22年7月1日）とする。